

vol.2207

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。ご自身にどう当てはめたらよいのかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[今月のテーマ]

iDeCo の 2022 年の制度改正と受給方法のポイント

[contents]

- ◆ iDeCo の 2022 年の主な改正項目
- ◆ iDeCo に加入したらどんなメリットがあるの？
- ◆ どのように受け取ったら得するの？



税理士法人 トータル財務プラン
行政書士法人 トータル財務プラン
一般社団法人 トータル財務プラン
株式会社 トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号
ライオンズ三宮ビル 2F
TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717
info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

iDeCo の 2022 年の制度改正と受給方法のポイント

1. はじめに

2022 年から公的年金と確定拠出年金などの私的年金の改正法が次々に施行されます。公的年金の繰り下げ受給の上限年齢が 75 歳までに延長になり、在職老齢年金の支給停止基準額が引き上げられ、「人生 100 年時代」ともいわれる長寿社会に対応した内容です。私的年金のひとつである iDeCo（個人型確定拠出年金）とは自分で決めた掛金額を積み立てながら、その掛金を自分で金融商品を選択して運用していくことで、将来に向けた資産形成を行う年金制度です。

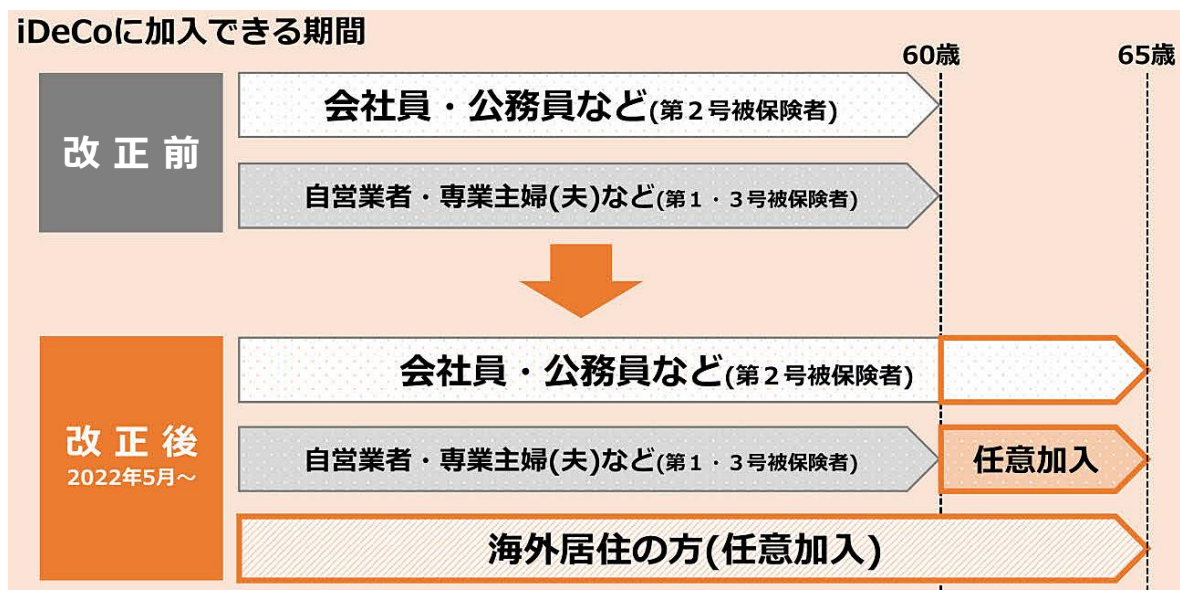
国民年金や厚生年金の「上乘せ年金」としての位置づけで、積み立てた年金資産は原則 60 歳から受け取ることができます。

iDeCo は 2001 年に導入され、加入者数は 2022 年 3 月には 238 万人に増えており、銀行や証券会社など、さまざまな金融機関が iDeCo を取り扱っています。皆さんの中でもすでに加入している方、加入を検討されている方、そろそろ受給開始年齢に到達する方もおられるのではないのでしょうか。

今回は iDeCo の 2022 年の改正内容と受給方法のポイントについて解説します。

2. iDeCo の 2022 年の主な改正項目

iDeCo に加入できるのは 60 歳未満の公的年金の被保険者でしたが、2022 年 5 月から **65 歳未満に拡大されます。これまで加入できなかった国民年金に任意加入している海外居住の方も加入できるようになりました。**



(厚生労働省 HP より抜粋)

iDeCo の老齢給付金も公的年金の改正にあわせて 2022 年 4 月 1 日以降は 60 歳（加入者資格喪失後）～**75 歳までの間**で、自分で受給開始時期を選択することができるようになりました。（改正前は 70 歳まででした）

3. iDeCo に加入したらどんなメリットがあるの？

iDeCo には 3 つの税制優遇があります。

- (1) iDeCo の掛金は全額、所得税・住民税の所得控除になる
- (2) 金融商品の運用益を非課税で再投資できる
- (3) 年金で受け取る場合には「公的年金等控除」、一時金で受け取る場合には「退職所得控除」があります。

4. どのように受け取ったら得するの？

iDeCo の老齢給付金を受け取る際には、

- (1) 定期的に受け取る（年金受け取り）…5 年から 20 年の間で期間を設定できます。
- (2) 一括で受け取る（一時金受け取り）…75 歳になるまでに一時金として一括で受け取ることができます。
- (3) 年金受け取りと一時金受け取りの両方を組み合わせて受け取る…運用管理機関によっては、併用が可能です。加入前に確認してみましょう。

◆年金受け取りの場合

公的年金の受給として扱われ雑所得となり、公的年金等控除の対象になります。

年金の収入金額 - 公的年金等控除額 = 所得金額

※年金の収入金額は、老齢基礎年金、老齢厚生年金、確定給付年金、確定拠出年金等

年金受け取りの場合は、公的年金等控除はあっても、雑所得の増加につながり、所得税のほか、国民健康保険料や介護保険料などの負担にも影響を及ぼします。

公的年金の受給が始まる前に iDeCo の年金の受け取りを開始するなどの対策が考えられますので、ねんきん定期便等で、将来いくら公的年金が受給できるか確認してみましょう。

例：65 歳から 5 年間にわたり iDeCo の老齢給付金を年金で受け取り、70 歳から公的年金の受給を開始するなど、支給開始時期を延期することで所得を分散する

◆一時金受け取りの場合

退職金として扱われ、退職所得控除の対象となります。

$$\text{(その年の退職金等の収入金額 - 退職所得控除額)} \times 1/2 = \text{所得金額}$$

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

iDeCoの一時金に対する退職所得控除額は加入期間（掛金を拠出した期間）に応じて計算されます。ただし、勤続年数とiDeCoの加入期間が重複する期間については、退職所得控除額が大幅に減らされます。

退職所得控除額の調整が行われるのは、iDeCoを一時金で受給する**前年以前19年以内**（2022年4月から改正。改正前は14年でした）に退職一時金を受け取っている場合です。転職等で過去19年以内に退職一時金を受け取っている場合は留意しましょう。

もともと勤務先からの退職金が少ない人であれば、iDeCoを一時金で受け取る際の税負担はなく、国民健康保険料や介護保険料にも影響はしません。

将来退職時に勤務先からいくら退職金を受け取れるのか、勤続年数をもとに退職所得控除額を計算してみましょう。

なお、iDeCoを一時金で受け取ってから5年以上経過後に退職金を受け取った場合、退職所得控除は調整されません。

退職時期や受給時期を調整することで、税制上有利に受け取ることができるのです。

例：60歳でiDeCoを一時金で受け取り、65歳以降に勤務先からの退職金を受け取ると退職所得控除の重複期間の調整は入らない。

5. 最後に

iDeCoのメリットは節税しながら安定的に資産形成ができる点にあります。

ただし専業主婦の方にとっては節税効果はほとんどないので、運用管理機関の手数料などの負担が所得のある人に比べて重くなるでしょう。安定的な所得があり、節税効果が享受できる方に向いている資産運用といえます。

また、受け取り方を選ぶ際には、税・社会保険料の負担の回避だけでなく、リタイア後の家計収支に影響が生じないかどうか、あらかじめ老後のライフプランを検討してみたいかがでしょうか。

ご不明な点がございましたら弊社の担当者までお問い合わせください。

皆様のよりよいシニアライフの一助になれば私どもも幸いです。

執筆者 村上 真知子